

札幌第3689号
令和8年(2026年)10月6日

市内指定生活介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

指定生活介護事業所等における医師の配置及び医師未配置減算の算定に係る留意事項について（通知）

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日条例第43号）」第78条第1項第1号において、指定生活介護事業所においては、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な医師（嘱託医を含む。）を配置することが定められております。

しかしながら、運営指導等において、嘱託医契約はあるものの実際の勤務実態がない場合や、年数回の健康診断等の際のみの勤務にとどまっているにもかかわらず、「医師未配置減算」を適用していない事例が見受けられます。

つきましては、本市における指定生活介護事業所等での医師配置の取扱い及び医師未配置減算の適用基準について、下記のとおり通知いたしますので、内容を十分ご確認の上、適切な人員配置及び給付費請求の徹底を図られるようお願いいたします。

記

1 医師配置の基準について

(1) 勤務実態

医師が利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導等のため、毎月1回以上事業所に訪問（勤務）していること。日常生活上の健康管理及び療養上の指導等とは、必ずしも訪問の都度全ての利用者の健康状態の確認を要するものではなく、必要に応じて利用者等からの健康相談に応じることで足りるものとする。

(2) 勤務時間

1回あたりの勤務時間は、利用者の障がいの特性や事業所の実情に応じた必要な時間とすること。

2 医師未配置減算の適用となる具体例

以下のいずれかに該当する場合は、基準省令に定める医師が配置されているとは認められず、「医師未配置減算」の適用対象となります。

- (1) 嘱託医契約はあるものの、毎月の勤務実態がない場合（嘱託医契約の締結がない場合や、実質的に協力医療機関としての機能に留まる場合を含む。）。
- (2) 医師が年に数回、健康診断や予防接種のためだけに訪問し、日常的な健康管理を行っていない場合。
- (3) 医師を配置せず、健康診断や診療の都度、利用者を外部の医療機関（協力医療機関を含む。）へ通院等させている場合。
- (4) 特定の利用者の健康確認のみを嘱託医等に依頼し、利用者の全てについて、医師が健康管理を行える体制と認められない場合

3 医師未配置減算を適用する場合の要件

医師を配置しない取扱いとする場合は、以下の条件を満たした上で、介護給付費の算定において所定単位（医師未配置減算）を減算して請求しなければなりません。

- (1) 看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が適切に実施されていること。
- (2) 必要に応じて、外部の医療機関等への通院等により迅速に対応できる体制が整っていること。
- (3) 看護師等による健康状態の把握や健康相談等の実施内容について、客観的に確認できるよう記録を整備・保管していること。

4 確認資料の整備及び不適切算定への対応

運営指導等において、医師の配置状況及び勤務実態を確認するため、以下の書類の提示を求めることがあります。日頃から適切に作成・保管してください。

- (1) 医師が配置されていることが分かる書類（雇用契約書、嘱託医契約書等）
- (2) 医師の実際の訪問・勤務状況が確認できる書類（出勤簿、業務日誌等）
- (3) 医師による健康管理・療養指導等の実施記録
- (4) 勤務形態一覧表

「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、配置医又は嘱託医の氏名及び勤務予定・実績を必ず記載してください。

5 不適切算定に対する本市の対応について

(1) 令和9年3月31日まで

令和8年度中は医師の配置体制の整備に係る経過期間とし、前記1の基準を満たしていないことをもって、直ちに医師未配置とみなすことはありません。

ただし、医師の雇用又は嘱託医契約がない等、医師の配置自体が一切ない事例については、従前から「医師未配置」と判断するものであり、運営指導等において医師の配置がないことを確認した場合、医師未配置減算を適用していない期間の全てについて、当該減算の適用を遡及して求めます。

ついては、医師が未配置であるにもかかわらず、医師未配置減算の届出を行っていない事業所は、速やかに「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出してください。

(2) 令和9年4月1日以降

上記1の基準を満たす勤務実態が確認できない場合は人員基準違反（医師未配置）となり、届出の体制に応じて「医師未配置減算」の適用及び令和9年4月以降の未減算の期間に係る給付費の返還を求めます。

また、虚偽の記録作成や虚偽の報告など、悪質な不正請求が認められた場合、又は請求に当たって重大な過失があった場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指導、勧告のほか、命令、指定の効力の停止又は指定取消の行政処分を行う可能性があるため、法令遵守の徹底にご留意ください。

【担当】

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課 指定指導係

電話：011-211-2938